

高島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和6年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年2月12日

高島市監査委員 多胡 豊章

高島市監査委員 早川 浩徳

1. 監査の期間

令和6年7月11日から令和7年2月10日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

監査執行年月日	監査執行対象機関名			監査実施場所	
令和6年9月20日	市民生活部	保険年金課、市民課、人権施策課、市民協働課		市役所本館1階 会議室2	
		マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、新旭振興室			
	会計課				
	総務部	総務課			
	選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局				
令和6年9月26日	環境部	環境センター、環境政策課、環境センター建設課、MICSセンター			
	商工観光部	観光振興課、商工振興課			
令和6年9月27日	総務部	人事課、契約検査課		市役所新館3階 会議室7	
		行財政管理局	財政課、行政管理課		
		税務局	納税課、税務課		
令和6年10月17日	教育委員会事務局 スポーツ振興部	市民スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進課		市役所本館1階 会議室2	
	教育委員会事務局 教育総務部	教育総務課、社会教育課、地域教育連携室、各公民館、文化ホール、文化財課、図書館			
令和6年10月18日	小中学校	マキノ南小学校、今津北小学校		マキノ南小学校会議室 今津北小学校会議室	
	教育委員会事務局 教育指導部	学校教育課、学事施設課、教育支援センタースマイル、教育相談・課題対応室、教育研究所、学校給食課、各学校給食センター		市役所本館1階 会議室2	
令和6年10月21日	議会事務局			市役所本館1階 会議室2	
	政策部	企画広報課、情報政策課、総合戦略課、秘書課			
		危機管理局	防災課、原子力防災対策室		

監査執行年月日	監査執行対象機関名		監査実施場所	
令和6年11月22日	市民病院		高島市民病院 会議室	
	介護老人保健施設 陽光の里			
	在宅療養支援部	訪問看護ステーション		訪問看護ステーション
令和6年11月25日	健康福祉部	健康推進課、障がい福祉課、社会福祉課、くらし連携支援室		市役所本館1階 会議室2
		高齢者支援局	高齢者支援課、介護保険課	
令和6年11月26日	子ども未来部	子育て政策課、幼児保育課		市役所本館1階 会議室2
		児童発達支援センター、子ども家庭センター		こども若者応援ベース みらくる
		マキノ児童館		マキノ児童館
令和6年12月23日	都市整備部	土木課、国県事業対策室、都市政策課、上下水道課		市役所本館1階 会議室2
令和6年12月25日	農業委員会事務局			
	農林水産部	農村整備課、農林水産課、農業政策課		
	消防本部			消防本部会議室

3. 監査の範囲

前年度の定期監査の基準日から今年度の定期監査の基準日までの1年間の財務に関する事務の執行等について監査を実施した。

ただし、補助金交付状況調に関しては、令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）すべてを監査対象とした。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 補助金の適正な執行について
- (2) 公共施設（料金徴収施設）の維持管理・利用料等について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名	
小中学校	マキノ東小学校、マキノ西小学校、今津東小学校、朽木東小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、高島小学校、新旭北小学校、新旭南小学校、マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、安曇川中学校、高島中学校、湖西中学校
子ども未来部	マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園、大師山さくら園、静里なのはな園

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表

- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調
- 11 前年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
(定期監査・財政援助団体等監査・行政監査・随時監査)
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要
- 追加1 公共施設(料金徴収施設)の維持管理・利用料等について
- 追加2 AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理等について

<学校給食センターには次の資料を追加>

○配送先および調理食数

<小中学校には次の資料を追加>

○学年別学級数・児童生徒数

○施設の概要

○寄付採納状況調

○事故一覧表

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、または、経営に係る事業の管理について、以下の事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

<人権施策課>

○男女共同参画社会づくり推進事業の実施方法等について【検討事項】

女性のための相談室については、利用者数が少なく、実態として多くがカウンセリング枠の確保に支出されている状況から、予約方法の見直しやカウンセラー

の派遣方法の見直しについて、過去２年間の定期監査において検討を要請してきたところである。

この指摘に対して一部契約内容を変更され改善されてはいるものの、単にカウンセラーが待機するのみとなっている現状の解消や、利用者の増を図るため広報の方法を変えるなど、さらなる費用対効果の向上を図られるよう見直されたい。

〈教育総務課〉

○変更契約について【検討事項】

変更契約の変更理由について、当初でもわかり得たのではないかという記述が散見された。現場の十分な事前調査等により、変更は真にやむを得ない理由のものであり、最小限にとどめられるべきものであるという点に留意し適正な執行となるよう努められたい。

〈学事施設課〉

○学校教育関係事業補助金について【検討事項】

市から学校長に対して交付している学校教育関係事業補助金について、執行方法について検討されているが、検討内容についてなお疑問があるため、近隣他市の状況も調査し、適正かつ効率的な執行方法となるよう検討されたい。

〈学校給食課〉

○高島産食材を活用した学校給食の推進について【検討事項】

食育等の一環として、学校給食における高島産野菜の使用率を重量ベースで４５％とすることを目標に取り組まれている。しかし、天候に左右されやすい露地ものが中心であり、また生産者には経済的な優位性が十分でなく給食材料の生産ということに意義を見出し協力頂いているという側面があるなど、実態として供給の脆弱性がある。一方、受け入れ側にも均質性などの点で課題があり処理が非効率となり苦慮していると聞き及んでいる。こうした状況から、これまでの単なる量設定の目標ではなく、食育等における効果がより発揮され、質・量ともに安定的な供給が可能となるなど給食業務における費用対効果や食材の安全性の向上を図るような目標設定へと見直すべきと考える。

〈子育て政策課〉

○高島市ファミリーサポートセンター事業補助金について【検討事項】

- (1) ファミリーサポートセンター事業について、昨年度に内部支出を補助対象とすることについて要検討とお願いしていたが、元気な仲間が所有する会議室を賃借料として支出し補助対象経費として計上している。

また、所有する軽自動車については複数事業所で共有利用している実態がある。軽自動車税のみファミサポの補助対象として計上し、保険代やガソリン代等については他の事業部門で支払っており補助対象には計上されていないようだが、この点も含めて、内部支出の扱いが依然として曖昧になっているため、使用割合に

応じて按分し補助対象とするなど、一定の基準整備を検討されたい。

- (2) 会員数の確認・管理方法については、ヒヤリングにより確認していることを聞き取ったが、会員数は補助額の算定基礎となる重要な計数であることから、定期的な名簿との突き合わせや、個々の登録会員の適否チェックなど、適正な管理をお願いしたい。

〈幼児保育課〉

○緊急雇用対策事業補助金について【指摘事項】

緊急雇用対策事業補助金について、なないろ保育園において要綱で補助対象外とされている備品（6万円超のワイヤレスマイク、CD プレイヤー等）が消耗品の名目で購入され補助対象とされている。今後の確認に十分ご留意いただくとともに、適正な支出となるよう補助金返還等の是正を図られたい。

○奨学金返還支援事業補助金について【検討事項】

奨学金返還支援事業補助金について、要綱で「奨学金を自ら返還している者」と規定されているが、夫の口座から引き落とされているものがあつた。また、返済に係る通帳の明細のコピーの1行のみを切り抜き貼り付けたものを証拠書類としているもの、通帳の記載内容から返還金かどうかの確認がとれない振込金を返還金としているものがあつた。

また、要綱で「補助金の交付申請日において奨学金の返還を延滞している者は補助対象としない」とされているが延滞者に補助金を支出しているもの、補助対象は奨学金であるにも関わらず返還に係る手数料が補助対象となっているものがあつた。

更に「奨学金を自ら返還」しているかどうかの確認が不十分なまま補助金が支出されており、要綱との整合がとれておらず証拠書類の確認が不十分であるため、適正な事務処理に努められたい。

○保育士確保対策事業補助金について【検討事項】

保育士確保対策事業補助金における家庭的保育園 Peek-a-boo（ピーカーブー）への補助金について、潜在保育士等の発掘をしたいとの思いから工夫した事業がなされているが、こうしたイベント的事業への補助については、当該事業の実績報告（参加者数や参加者の感想、さらには人材確保につながったか等）が必要と考える。

また、食糧費や、人材確保に直結するか疑義のあるネイリストへの報償費やフレグランスの購入が確認された。さらにイベント前日のインクカートリッジの購入は、補助金事業として適正かどうか不明瞭である。今後は補助事業者に補助内容の十分な説明を行うなど、適正な執行となるように努められたい。

〈農業政策課〉

○農産ブランド認証制度について【検討事項】

農産ブランド認証制度について、見直しの時期に来ており検討・研究を進めるとのことであるが、安全性が十分に担保されていない状況であるため早期の対応が必要であると感じる。多くの品目数があり検査費用などの課題があることは理解するが、安全性の確保を念頭に置きながら農産ブランド認証制度の有効性について検討されたい。

以 上